

関税率法施行令及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文目次

- 関税率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（抄）（第一条関係）
- 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（条約の規定による特定用途免税貨物の指定）</p> <p>第二十五条の二 法第十五条第一項第十号（特定用途免税）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>一〇六（省略）</p> <p>七 グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）政府間機関の設立 に関する条約第三十五条(2)の規定に該当する貨物</p>	<p>（条約の規定による特定用途免税貨物の指定）</p> <p>第二十五条の二 同上</p> <p>一〇六 同上</p> <p>（新設）</p>

○ 輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手続等） 第十三条（省略） 2・4（省略） 5 法第十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、 <u>関税法定率法施行令第二十五条の二第二号から第七号まで</u> （条約の規定による特定用途免税貨物の指定）に掲げる貨物とする。	（関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手続等） 第十三条 同上 2・4 同上 5 法第十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、 <u>関税法定率法施行令第二十五条の二第二号から第六号まで</u> （条約の規定による特定用途免税貨物の指定）に掲げる貨物とする。
6・7（省略） 同上	6・7 同上